

# 健康科学ビジネス推進機構 規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本組織は健康科学ビジネス推進機構（以下「機構」という。）と称する。

### 第2条（目的）

本機構は、安全・安心な健康長寿社会の実現のために、新たな健康科学ビジネスの創造（ライフイノベーション）、科学的根拠（エビデンス）構築、評価システムの確立を目指すことを目的とする。

### 第3条（事業）

本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）健康科学分野におけるエビデンス構築支援
- （2）健康科学ビジネス創出および推進支援
- （3）人材育成・普及啓発等、その他の支援
- （4）その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### 第4条（会員の種別）

本機構の会員は、本機構の目的に賛同した次の一般会員及び特別会員とする。

#### （1）一般会員

本機構の目的に賛同し、入会申込書を提出し、本規約に定めるところにより入会を承認された企業、団体または個人

#### （2）特別会員

本機構役員会が特に必要と認め、参加を要請する団体または個人

2 一般会員及び特別会員の企業または団体は、代表者（以下、「会員代表者」という。）を1名届け出なければならない。会員代表者を変更したときも同様とする。

### 第5条（入会）

入会の条件は、本機構の目的に賛同する、機構の会員1以上の推薦がある企業、団体または個人とする。

2 本機構への入会を希望する企業、団体または個人は、所定の入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

### 第6条（入会金及び年会費）

一般会員は、入会時に入会金50,000円を納入しなければならない。

- 2 一般会員は、毎年、会費1口100,000円以上を納入しなければならない。なお、特別会員についてはこの限りでない。
- 3 入会金及び年会費の納入方法等については、役員会においてこれを定める。

#### 第7条（退会）

本機構から退会しようとする会員は、理由を記した退会届を事務局に提出しなければならない。

#### 第8条（会員資格の喪失）

会員は次の理由によりその資格を失う。

- (1) 第5条に掲げる入会の条件の喪失
- (2) 第6条第1項に掲げる入会金の未納
- (3) 第6条第2項に掲げる会費の未納
- (4) 本機構の解散
- (5) 除名

2 前項第5号の除名は、次の各号に該当する場合、総会の決議により、これを行うものとする。ただし、これを行う場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、総会において、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本機構の規約に違反した場合
- (2) 本機構の名誉を毀損した場合
- (3) 本機構の目的に反する行為を行った場合
- (4) 本機構に対する義務を怠った場合
- (5) その他公序良俗に著しく反した場合

3 第1項の規定により除名の決議がなされたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

#### 第9条（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

会員が第8条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、本機構に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

#### 第10条（会費等の不返還）

会員が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

## 第3章 役員

### 第11条（役員）

本機構に次の役員を置く。

- (1) 代表理事 4名以内
- (2) 監事 2名以内

### 第12条（選任）

代表理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

### 第13条（職務）

代表理事は、本機構を共同で代表し、その業務を統括する。

- 2 監事は、本機構の会計を監査する。

### 第14条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、第11条に規定する定数に足りなくなるときは、辞任の後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

3 補欠、または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

### 第15条（解任）

役員は、次の各号に該当する場合、総会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 役員としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

### 第16条（報酬等）

役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

### 第17条（顧問）

代表理事は、顧問を指名し、これを委嘱することができる。

- 2 顧問は、機構の基本方針に関して、必要に応じて意見を述べることができる。

## 第4章 総会

### 第18条（総会の構成）

総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 総会は第4条の会員をもって構成する。

### 第19条（権能）

総会は、本規約で定めるものの他、本機構の運営に関する重要事項を議決する。

### 第20条（開催及び招集）

定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、代表理事が必要と認めたとき、役員会の決議があったときに開催することができる。

3 総会は、役員会の決議に基づき、代表理事が招集する。

4 総会を招集する場合は、役員会の決議に基づき、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

### 第21条（議長）

総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

### 第22条（議決権及びその行使方法）

総会の議決権は、会員1につき1個とする。

2 一般会員及び特別会員の企業または団体の議決権は、会員代表者がこれを行行使するものとする。

3 総会に出席できない会員は、書面もしくは電磁的方法により議決権を行行使し、または、会員代表者の場合にあつては、その会員代表者の属する企業もしくは団体の役職員または使用人をもって代理人としてその議決権行使を委任することができる。

4 前項の規定により議決権を行行使する会員は、出席した会員の議決権の数に算入する。

### 第23条（総会の成立及び議決の方法）

総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

2 一般議事は出席した会員の議決権の過半数の同意をもってこれを決する。

3 役員会は規約の改正、役員決定方法など本機構の運営に係る事項を特別議事と指定することができる。特別議事と指定された議事は前項の規定にかかわらず、出席した会員の三分の二以上の同意によってこれを決するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、書面または電磁的方法によりこれに変えることができる。

## 第5章 役員会

### 第24条（役員会）

本機構に役員会を置く。

2 役員会は、全ての役員をもって構成する。

### 第25条（権限）

役員会は、本規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会が議決した事業の企画・運営に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 第26条（招集及び議決）

役員会の招集、議長、成立及び議決の方法については、第20条第4項、第21条、第22条、第23条の規定を準用する。この場合において、総会を役員会、会員を役員に読み替えるものとする。

## 第6章 諮問委員会

### 第27条（諮問委員会）

役員会は、本機構に諮問委員会を置くことができる。

2 諮問委員会は、代表理事が会員の中から選任する諮問委員をもって構成する。

### 第28条（権能）

諮問委員会は、第25条に規定する議決事項について、役員会の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

## 第7章 事務局

### 第29条（設置等）

本機構に事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、役員会の承認を得て、代表理事が委嘱及び解職する。
- 4 事務局は、役員会の機能、権限等の執行を円滑成らしめるため、役員を補佐し、必要に応じ役員会及び諮問委員会に出席するものとする。

## 第8章 資産及び会計

### 第30条（資産及び経費）

本機構の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他

2 本機構の資産は、事務局が管理し、その方法は役員会の議決による。

3 本機構の経費は、資産をもって支弁する。

### 第31条（事業計画及び収支予算）

本機構の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、役員会の決議を経て、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

### 第32条（事業報告及び決算）

本機構の事業報告及び決算については、毎事業年終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、役員会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 損益計算書
- (3) 設備投資に関する書類
- (4) 借入等の資金調達に関する書類

### 第33条（事業年）

本機構の事業年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第34条（繰越損益）

本機構の決算に差損益があるときは翌事業年に繰り越すものとする。

## 第9章 規約の変更及び解散

### 第35条（規約の変更）

本規約は、総会において出席した会員の三分の二以上の議決を経て変更することができる。

### 第36条（解散及び残余財産の処分）

本機構は、総会において出席した会員の三分の二以上の議決を経て、解散するものとする。

2 本機構が解散のときに有する残余資産は、総会において出席した会員の三分の二以上の議決を経て、本機構と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

### 第37条（補則）

本規約の実施に関して必要な事項は、役員会の議決を得て、代表理事が別に定める。

### 付則

第1条 本規約は、本機構設立総会が制定の議決を行い、その総会が終了した時から施行する。

第2条 本機構設立当初の役員は第12条の規定にかかわらず設立総会の決するところによる。

第3条 本機構の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

第4条 本規約第6条の定めに関わらず、一般会員は、2019年4月1日以降、入会金及び年会費を納入しなくてもよいものとする。

以上